

一般社団法人 AloHaisai OKINAWA 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 AloHaisai OKINAWAと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県中頭郡北中城村に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、沖縄とハワイの文化芸能を通して、まちづくり及び地域産業づくりを支援し雇用の場を増やししながら、自身の土地(地域)への理解や感謝の気持ち、感性豊かな表現力を育むと共に国際理解につなげ、世界のウチナーンチュが“繋がる”機会を創出し、受け継がれるチムググルの精神を後世に伝える。

また、健幸をテーマに、地域文化に根付くダイバーシティなウェルネスコンテンツを確立することも目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) エイサー、ハワイアンフラ教室の運営サポート事業
- (2) イベント企画、運営事業
- (3) 沖縄とハワイに関する文化芸能普及啓発事業
- (4) AloHaisai ブランド化事業（アパレル、楽曲制作、OEM等）
- (5) ウェルネスコンテンツ開発事業
- (6) 地域づくりに関する調査研究事業
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子広告による。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子広告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人または団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 当法人の社員となろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。（代表理事の承認を得るものとする。）

(退社)

第7条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1ヶ月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
- (2) 当該社員の死亡または解散
- (3) 除名
- (4) 総社員の同意

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(経費の負担)

第9条 社員は会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。本条の会費は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」という。)第27条の経費とする。

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定により代表理事が招集に基づき代表理事が招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれを招集する。

2 社員総会の招集するには、会日より1週間前までに社員に対して招集通知を発する。

(招集手続の省略)

第13条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第15条 社員総会の議長は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第16条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の承認があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事録について、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 理事および代表理事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事は3名以上とする。

(理事の選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

- 3 理事は、第20条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(代表理事)

第22条 当法人に代表理事を1名置き、社員総会の決議によって定める。

- 2 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第24条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の募集等)

第25条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、別に定める基金取扱い規定によるものとする。

(基金の拋出者の権利)

第26条 基金の拋出者は、前条の基金取扱い規定に定める日までその返還を請求することができない。

第27条 基金の返還手続きについては、一般社団法人第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金の不配当)

第29条 当法人は、剰余金の配分はしないものとする。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第31条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、公益認定法第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第33条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

1 氏名 仲本 大樹

2 氏名 比嘉 さつき

3 氏名 石川 架恋

(最初の事業年度)

第34条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和6年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第35条 この定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上一般社団法人AloHaisai OKINAWAを設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に署名または記名押印する。

令和6年2月29日

設立時社員 仲本 大樹

設立時社員 比嘉 さつき

設立時社員 石川 架恋